○厚生労働省
国土交通省告示第六号

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第一号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を次のように定める。

令和七年七月十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法

一　土地又は建物についての表示

認定住宅の土地又は建物について表示する場合において、当該土地又は建物を当該認定住宅に係る認定事業者が所有しているものでないときは、その旨を明瞭に記載することとする。

二　居住安定援助についての表示

認定住宅入居者に提供する居住安定援助について表示する場合においては、当該居住安定援助の内容並びにその提供の対価及び条件の内容を明瞭に記載することとする。

三　入居契約についての表示

認定住宅の入居契約の内容及びその締結の条件について表示する場合において、認定住宅入居者が居住安定援助の提供を受けることを当該入居契約の締結の条件とするときは、その旨を明瞭に記載することとする。

附　則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第五百三十八号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三十七条第一号ニ及び第二号ロの規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十七条第一号ニ及び第二号ロの国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

令和七年七月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十七条第一号ニ及び第二号ロの国土交通大臣が定める基準

（定義）

第一条　この告示において「共同居住型賃貸住宅」とは、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

（規模及び設備の基準）

第二条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十七条第一号ニ及び第二号ロの国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　共同居住型賃貸住宅の床面積（単位　平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。

15A＋10（ただし、A≧2）

（この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。第四号及び第五号において同じ。）の定員を表すものとする。）

二　共同居住型賃貸住宅のうち終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居者の定員を一人とするものであること。

三　共同居住型賃貸住宅のうち終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては当該設備の床面積を除く。）が九平方メートル以上であること。

四　共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において「共用部分」という。）に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。

イ　居間
ロ　食堂
ハ　台所
ニ　便所
ホ　洗面設備
ヘ　浴室又はシャワー室
ト　洗濯室又は洗濯場

五　少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居者の定員を五で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（告示の廃止）

2　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十三条第一号ただし書及び第二号ロの国土交通大臣が定める基準（平成三十年国土交通省告示第千八十六号）は、廃止する。

○国土交通省告示第五百三十九号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三十八条第九号の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十八条第九号の規定に基づき国土交通大臣の定める基準を次のとおり定める。

令和七年七月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌